

令和2年6月19日

学生各位

小樽商科大学情報総合センター長
平沢 尚毅

情報総合センター実習室パソコンの制限付での利用許可について（通知）

情報総合センターでは、新型コロナウイルス感染症に対する対策として、現在、臨時的に当センターへの立入禁止及び実習室パソコンの利用禁止としておりますが、小樽商科大学危機対策本部の決定に従い、当面は利用禁止を継続としつつも、事前予約申請による情報総合センターへの立ち入り及び実習室パソコン利用を以下の通り許可いたします。

今後において政府等による外出の自粛要請や施設の使用制限等が更に緩和されたときには、別途ご案内する予定です。

ご利用の学生の皆さんには、今しばらくの間、ご不便・ご迷惑をお掛けいたしますが、なにとぞご理解・ご協力いただきますようお願い申し上げます。

記

【情報総合センター立入禁止及び実習室パソコン利用禁止期間】

2020（令和2）年4月30日（木）～ 当分の間

※情報総合センター立入禁止措置解除やサービス内容変更等の場合は、その都度速やかに通知します。

【情報総合センター立入及び実習室パソコン利用の許可（事前予約限定）】

◆実習室パソコン利用開始時期

6月22日（月）から（情報総合センター利用が可能になるまで）

◆利用するための条件

- (1) 学生証を随時携帯すること
- (2) 感染症対策を実施すること
 - ①発熱等の風邪の症状がある場合には登校せずに自宅で静養すること
 - ②登校前に検温をして発熱がないことを確認すること
 - ③施設を利用する前には必ず手洗いをすること
 - ④学内の（屋内）施設を利用している間は必ずマスクを着用すること
 - ⑤学内で体調が悪くなった場合はできるだけ早く帰宅すること
 - ⑥学内で体調が悪くなり保健管理センターを利用する場合は必ず事前に電話（0134-27-5266）で連絡すること（けがや打撲など外傷による応急処置で保健管理センターを利用する場合は事前の連絡は不要）

- (3) 以下いずれかの利用事由であること
- ①遠隔授業（オンデマンド授業）を受けるにあたり、本学実習室パソコン以外の手段を持たない場合
 - ②課題提出やレポート提出にあたり、タブレットまたはスマートフォンでは困難で、且つ本学実習室パソコン以外の手段を持たない場合
 - ③就職活動の連絡手段としてインターネット利用が必要であるが、本学実習室パソコン以外の手段を持たない場合
- (4) 実習室パソコンには以下の制限があることを了承すること
- ①Zoom 等を利用した遠隔授業（リアルタイムに双方向でやり取りする授業）には使えないこと（カメラ、マイク、Zoom 等ソフトウェアはありません）
 - ②イヤホン・ヘッドホンは持参すること（スピーカーはありません。情報総合センター事務室の貸出ヘッドホンは利用できません）
- (5) 利用時間帯は、平日の 9:30～16:30 の時間帯のみであることを了承すること
- (6) 事前予約申請は、利用希望日の前日 16:30 までに済ませること
- (7) 利用終了後は速やかに退出すること
- (8) 上記(1)～(7)の条件をすべて満たさないときは利用できないことを了承すること

◆事前予約申請方法：

メールにて、【①学生番号】【②氏名】【③利用希望日程】【④利用予定時間帯】【⑤利用事由】【⑥連絡先電話番号（自宅もしくは携帯）】を全て記入して申請を行ってください。また、身体上特筆すべき事項があればあわせて記載してください。

なお、受領した個人情報等は当該の実習室予約の目的にのみ使用します。

申請方法の詳細は、以下ホームページ（URL）を参照してください。

https://www.otaru-uc.ac.jp/center/room_reserve.html

【本件へのお問い合わせ先・対応時間】

小樽商科大学情報総合センター

電話：0134-27-5284 FAX：0134-27-5287

E-Mail：cj@office.otaru-uc.ac.jp

■対応時間： 平日 9:00～12:00 および 13:00～17:00